(照会代表窓口) 社会保険業務センター 企画調整課 原、谷藤 電話直通 5344-1109

平成20年5月23日 社 会 保 険 庁

年金からの後期高齢者医療保険料の徴収誤りについて

社会保険業務センターでは、2ヶ月に一度の約 4000 万件の年金支払業務のほか、毎月 約 400 万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した事務処理誤り等について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、「社会保険業務センターつうしん」に掲載し、職員に周知徹底することとしています。

1. 概 要

平成20年4月から始まった後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収処理において、市町村から提出のあった特別徴収の依頼情報に基づき、一旦は特別徴収の対象とされた者について、その後、当該市町村から特別徴収の取消依頼があったが、1人の方について、取消処理が行われず、特別徴収が行われた。

2. 原 因

特別徴収の取消処理において、エラーリストが出力されていたが、内容確認が不十分であったことが原因である。

3. 対象者数等

対象者:1件

対象額:2,100円

4. 対 応

- (1)対象となった方にお詫びのお手紙により経緯並びに次の(2)及び(3) についての説明を行う。
- (2)誤って徴収した保険料相当額は、6月の年金の支払いに合わせてお支払いする。
- (3) 今後の年金からの特別徴収について、取消処理を行う。